

公 告

「静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則」を改正した。これにより公表する静岡市行政
手続条例（平成 15 年静岡市条例第 8 号）第 41 条第 1 項に規定された内容は、次のとお
りである。

平成 26 年 10 月 8 日

静岡市長 田 辺 信 宏

- 1 規則等の題名
静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正
- 2 規則等の内容
別紙のとおり
- 3 規則等の案の公告年月日
平成 26 年 8 月 21 日
- 4 規則等の公布等年月日
平成 26 年 10 月 1 日
- 5 提出された意見、その考慮の結果及び理由
改正内容に関する意見なし